

○塩尻委員長 ただいまより、子育て文教常任委員会を開会いたします。

本日の出席委員は全員でございます。

それでは、会議を進めてまいります。

初めに、1、令和7年第3回定例会提出議案についてを議題といたします。認定第1号、認定第5号、認定第7号、議案第1号及び議案第10号ないし議案第17号の以上12件につきまして、理事者から説明願います。

○石原いじめ防止対策推進部長 認定第1号、令和6年度旭川市一般会計決算の認定のうち、いじめ防止対策推進部所管について御説明申し上げます。

決算事業につきましては、3款2項1目のいじめ防止対策費、1事業となります。主要施策の成果報告書25ページを御覧ください。歳出では、予算額4千763万7千円に対しまして、決算額3千622万6千円となっております。事業概要についてであります。本事業は、いじめ・不登校専門の相談窓口を設置し、相談支援を担う福祉、心理等の専門職を配置するとともに、必要に応じ、弁護士の助言を得られる体制を整えたほか、多様なツールを活用した相談しやすい環境整備のため、相談フリーダイヤルの開設、返信はがき付相談チラシの配布、チャットによるいじめ相談業務委託等を実施したものであり、これらの取組により、いじめの相談の実績が139人と前年度に引き続き大幅に増加したところであります。また、相談対応に当たりましては、児童生徒や保護者に寄り添い、福祉面や心理面の支援を継続的に行うとともに、市立小中学校全校を対象とした学校ヒアリングの実施や、重大化のおそれがある事案を把握した場合の緊急チームの学校派遣等、学校、教育委員会と一体となって、いじめの適切な対処といじめの重大化や再発の防止に取り組んでまいりました。さらに、新たに10月をいじめ防止強化月間と位置づけ、いじめ防止市民フォーラムを開催したほか、いじめ防止・青少年育成サポーター制度を創設し、いじめ防止対策出前講座を受講した8団体をサポーターとして認定するなど、地域との連携による対策の推進を図ったものであります。

次に、歳入についてでございます。資料にはございませんが、予算現額1千370万円に対しまして、収入済額3千111万4千643円となっており、その内容といたしましては、17款国庫支出金が2千60万6千343円、21款繰入金が1千50万8千300円となっております。歳入増の主な理由といたしましては、令和6年度旭川市各会計歳入歳出決算事項別明細書の42ページ、43ページの17款3項2目3節児童福祉委託金、収入済額1千818万6千343円について、こども家庭庁の学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた開発・実証事業の採択を受けたことにより、同事業の委託金収入が増となったものでございます。

いじめ防止対策推進部所管の決算についての説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○向井子育て支援部長 本定例会に提案しております議案のうち、子育て支援部所管に関わる事項につきまして順次、御説明を申し上げます。

初めに、認定第1号、令和6年度旭川市一般会計決算の認定のうち、子育て支援部所管分について御説明を申し上げます。

資料等はございませんが、子育て支援部全体の決算額につきまして、最初に歳入でございますが、予算現額153億6千598万9千円に対し、収入済額152億6千174万2千596円で、収入率は99.3%となっております。歳入の主な内容といたしましては、17款国庫支出金及び18款道支出金で、合わせて全体の90.8%となっております。

次に、歳出総額でございますが、予算現額232億2千358万4千88円に対し、支出済額225億5千495万582円で、執行率は97.1%となっており、支出済額のうち扶助費が82.6%を占めております。なお、翌年度繰越額は3事業で8千973万9千696円、不用額は5億7千889万3千810円となっております。

続きまして、子育て支援部所管の事業、経常費21事業、臨時費67事業、合わせて88事業のうち、その主なものにつきまして、主要施策の成果報告書に基づいて御説明をいたします。

初めに、11ページを御覧ください。3款2項1目のおよこ応援施設管理費8千209万8千885円でございます。本事業は、市内中心部に設置しておりますw a k a ・ b aの管理運営を行うもので、令和6年度はおよこサポート事業として、毎週土日に子どもたちが自由におもちゃで遊ぶことができる「およこわくわくひろば」と育児等に関する講座を実施する「およこ応援プログラム」を行い、延べ87日間で3千804人の参加があったところでございます。

次に、12ページを御覧ください。3款2項1目の管理事務費（子育て支援課）857万4千180円でございます。本事業は、子育て支援部の事務の効率化及び子育てに係る事業等の周知を図るもので、令和6年度は子育て情報サイト「こどもーる」の改修を行い、登録内容の整理を行うとともに、索引メニューの追加など、より多くの子育て支援サービスの掲載を可能としたほか、イベント情報掲載に当たっては、「こどもーる」未登録の施設が主催するイベントも掲載可能とするなど、子育て情報の充実を図ったところでございます。

次に、13ページを御覧ください。3款2項1目の特別支援保育事業補助金1億6千190万202円でございます。本事業は、心身に障害等を有する児童に特別な支援を行うため、支援を要する児童を受け入れている保育所及び認定こども園に対し、保育士の加配に要する経費を補助するもので、令和6年度は対象施設数46か所に補助金を交付し、延べ2千209人の要支援児に対して保育の充実を図ることができたものでございます。

次に、施設の改修に関わるものですが、14ページ、15ページ、飛びまして、18ページを御覧ください。いずれも3款2項3目の放課後児童クラブ施設補修費、愛育センター改修費及び児童センター補修費であります。これらの事業は、それぞれの施設の老朽箇所や破損箇所を整備し、良好な利用環境の維持を行うもので、令和6年度は各施設においてエアコンの整備を行い、夏場における利用環境の改善を図ったほか、適切な維持管理や補修を行ったものでございます。

次に、少し戻りまして、16ページを御覧ください。3款2項1目の医療的ケア児保育支援費1千21万8千615円でございます。本事業は、保育所等の利用を希望する医療的ケア児の受け入れ体制を整備するための経費の一部を補助することにより、医療的ケア児の地域生活支援の充実を図ろうとするもので、令和6年度は公立保育所2か所、私立保育所1か所の計3か所において看護師等を配置するなど、常時医療的ケアが必要な児童を受け入れることができる体制を整えたものでございます。

次に、17ページを御覧ください。3款2項1目のこども誰でも通園制度（仮称）試行費63万

7千750円でございます。本事業は、令和8年度から本格実施が予定されていることも誰でも通園制度について試行的事業を実施するもので、市内4か所の実施施設において、延べ118人、合計662時間の利用があったものでございます。

次に、少し飛びます、70ページを御覧ください。3款2項1目の保育所等給食原材料費支援費1千114万6千円でございます。本事業は、物価高騰による給食原材料費の負担を軽減するため、市内認可保育所等83施設に対し、定員1人当たり2千円の支援金を支給したものでございます。なお、本事業は令和7年度に繰越しを行っており、令和6年度内に支給が終わらなかった30施設に対し、合計316万6千円を本年4月に支給をしております。

次に、71ページを御覧ください。3款2項1目の新規事業、子育て世帯給付金支給費1億6千993万9千304円でございます。本事業は、物価高騰による子育て世帯の負担を軽減するため、対象児童1人当たり5千円を給付するもので、令和6年度中には2万199世帯に対し3万3千611人分、総額で1億6千805万5千円を給付したところでございます。なお、本事業は令和7年度に繰越しを行っており、8月15日までに申請を受け付け、3千873万円の給付を決定しております。

以上が、一般会計の主な事業でございます。

続きまして、認定第5号、令和6年度旭川市育英事業特別会計決算の認定についてでございますが、旭川市各会計歳入歳出決算事項別明細書に基づいて御説明を申し上げます。

事項別明細書の176ページから179ページとなっております。歳入歳出ともに、予算現額は2億7千952万6千円であり、収入済額は2億2千528万2千686円、支出済額は2億2千412万9千842円となっております。歳出の不用額が5千539万6千158円、執行率は80.2%で、その結果、180ページの実質収支に関する調書のとおり、令和6年度の実質収支額は、115万2千844円の剰余となっております。

続きまして、認定第7号、令和6年度旭川市母子福祉資金等貸付け事業特別会計決算の認定についてでございます。

198ページから201ページを御覧ください。歳入歳出ともに、予算現額は2億8千40万9千円であり、収入済額は2億8千183万4千577円、支出済額が2億848万9千427円となっております。歳出の不用額は7千191万9千573円、執行率が74.3%で、その結果、202ページの実質収支に関する調書のとおり、令和6年度の実質収支額は7千334万5千150円の剰余となっております。

以上が、子育て支援部所管の令和6年度決算の概要でございます。

続きまして、議案第1号、令和7年度旭川市一般会計補正予算のうち、子育て支援部所管に係る事業につきまして御説明を申し上げます。

補正予算書の9ページを御覧ください。3款2項1目、施設等利用費給付費でございます。令和6年度に北海道から受領した子育てのための施設等利用給付交付金の精算に伴う償還金として、258万円を補正しようとするもので、財源は全額一般財源となっております。

次に、同じく3款2項1目の保育の質向上推進体制整備費でございます。今年度新たに設置した旭川市保育センターが中核となり、地域全体で保育の質の確保・向上を推進する体制整備に向けたモデル事業を実施するため、313万2千円を補正しようとするもので、財源は全額国庫支出金と

なっております。

以上が、補正予算の概要でございます。

続きまして、条例の制定に係る議案についてでございます。

初めに、議案第10号から議案第16号までの7件につきまして、関連がありますことから、一括して御説明を申し上げます。議案第10号、旭川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号、旭川市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号、旭川市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号、旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号、旭川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号、旭川市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号、旭川市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例の制定についての以上7件につきましては、いずれも児童福祉法等に基づく関係省令等の一部が改正されたことを受け、本市が条例で定めている基準について、引用条項等の整備及び所要の改正を行うものでございます。施行日は関係省令の施行日と合わせ、令和7年10月1日及び公布の日としております。

最後に、議案第17号、旭川市春日青少年の家条例を廃止する条例の制定についてでございます。本案は、旭川市春日青少年の家条例に基づき設置しております旭川市春日青少年の家の廃止に伴い、当該条例を廃止しようとするものでございます。

旭川市春日青少年の家は、昭和48年に廃校となった春日小学校校舎を活用した野外活動施設として昭和52年から開設をしておりますが、開設から40年以上が経過し、施設が著しく老朽化している状況や利用者数の減少等から、青少年の健全育成を目的とする市が運営する施設として、一定の役割を終えたものと判断し、当該施設を廃止することとしたものでございます。施行日は令和7年11月1日としております。

以上、よろしく願いいたします。

○坂本学校教育部長 認定第1号、令和6年度旭川市一般会計決算の認定について御説明を申し上げます。

学校教育部所管の決算額についてでございますが、歳入では、予算現額94億785万7千円に対し、収入済額54億684万6千780円であり、執行率は57.5%となっております。令和7年度への繰越額の影響を除いた令和6年度の歳入は、予算現額60億3千847万3千円に対し、収入済額54億684万6千780円であり、執行率は89.5%となっております。

歳出では、予算現額155億3千321万5千431円に対し、支出済額110億1千272万3千339円であり、執行率は70.9%となっております。令和7年度への繰越額の影響を除いた令和6年度の歳出は、予算現額120億9千82万5千831円に対し、支出済額110億1千272万3千339円であり、執行率は91.1%となっております。

次に、主な事業について、令和6年度主要施策の成果報告書及び旭川市一般会計歳入歳出決算事項別明細書により御説明を申し上げます。

主要施策の成果報告書20ページを御覧ください。教育支援センター運営費1千790万6千円については、不登校及びその傾向にある児童生徒に対し、心の居場所づくりや学校への登校再開に向けた支援を行っているものです。また、様々な要因により、教育支援センターゆっくらすに通所することができない入所児童生徒に対し、ICTを活用した遠隔での学習支援を実施し、支援体制を充実いたしました。

次に、21ページを御覧ください。特別支援教育推進費2億6千83万円については、小中学校に看護師を含めた補助指導員を101名配置するとともに、特別支援教育に精通した専門員を派遣し、特別な教育的ニーズのある児童生徒への支援体制を充実してまいりました。また、日本語の指導が必要な児童生徒に対しボランティアを派遣するなど、通常の学級に在籍する発達障害のある児童生徒や帰国外国人児童生徒も含めて、一人一人のニーズに応じた支援体制の整備も進めてまいりました。

次に、24ページを御覧ください。学校施設冷房設備整備費6億6千423万9千円については、暑さ対策として普通教室等にエアコンを設置するものです。全ての普通教室に簡易クーラーを設置したほか、学校における電力の状況やエアコンの設置場所について事前調査を実施し、小学校22校の冷房設備の整備に着手をいたしました。

次に、73ページを御覧ください。学校給食費支援費1億778万円については、物価高騰に伴い家計支出が増加している中、保護者の経済的負担の軽減を図るため、令和5年度に実施した給食費の値上げ相当分を支援したものであります。

次に、決算事項別明細書により御説明をいたします。

130、131ページになります。10款教育費1項教育総務費3目教育指導費の備考欄の下から2つ目になります。いじめ問題対策推進費2千2万7千728円については、旭川市いじめ防止対策推進条例及びいじめ防止基本方針に基づき、生活・学習Actサミットの開催、小学校第3学年全児童、教職員、保護者を対象とした人権教育プログラムの実施などにより、再発防止や未然防止の取組を進めてきたものです。また、いじめ対策コーディネーターを1名増員し、3名体制で小中学校への派遣など、学校のいじめ防止対策を支援してまいりました。

次に、決算事項別明細書の134、135ページを御覧ください。10款教育費3項中学校費2目教育振興費の備考欄の下から1つ目になります。部活動指導員配置促進費613万7千245円については、中学校において部活動指導の充実と学校における働き方改革の推進を図るため、中学校10校に部活動指導員を21名配置し、中学校教員の負担軽減につなげるとともに、部活動指導の充実を図ってまいりました。

以上、令和6年度一般会計決算の概要でございます。

続きまして、議案第1号、令和7年度旭川市一般会計補正予算のうち、学校教育部所管分について御説明を申し上げます。

補正予算書、事項別明細書の11ページを御覧ください。10款教育費2項小学校費2目教育振興費の統廃合等通学支援費、補正額40万円については、中央中学校に統廃合となった旧聖園中学校の校区内において、市内のバス事業者が既存路線の経路に新たにバス停留所を設置するに当たり、その設置に要する経費の一部を負担金としてバス事業者に支出することにより、中央中学校に通学する生徒の通学手段の確保と利便性の向上を図ろうとするものです。新たなバス停留所については、

バス事業者のダイヤ改正に合わせ、本年11月までに設置される予定でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○田村社会教育部長 本定例会に提案しております認定第1号、令和6年度旭川市一般会計決算の認定について、社会教育部所管の決算の概要を御説明いたします。

まず初めに、資料はございませんが部全体の概要を申し上げますと、歳入につきましては予算現額3億9千452万2千円に対し、収入済額は3億2千805万3千606円であり、収入率は83.2%となっております。

また、歳出につきましては、予算現額17億8千489万4千円に対し、支出済額は17億3千3万2千958円であり、執行率は96.9%となっております。

次に、主な事業につきまして御説明申し上げます。

主要施策の成果報告書の44ページを御覧いただきたいと思います。文化会館自主文化事業費1千232万3千円につきましては、市民文化会館の開館50周年記念事業として、きかんしゃトーマスファミリーミュージカルやNHKのど自慢、札幌交響楽団、わんだふるぷりきゅあ！ドリームステージなど幅広い年齢層を対象にした、例年の倍となる4つの公演事業を実施いたしました。

続きまして、45ページ、旭川ミュージックウィーク開催負担金370万円につきましては、駅前広場や旭川はれて屋台村等を会場として公募型のストリートライブを中心に、1週間にわたり、様々なジャンルの音楽を多くの方々にお届けし、音楽に親しむ機会とにぎわいの創出に努めたところであります。また、空港で結ぶ友好都市提携に関する協定を結んでおります大阪府豊中市との交流事業の一環として、豊中市出身の著名なピアニストをゲストに迎えたライブを旭川駅内で実施し、多くの聴衆を集めたところでございます。

次に46ページ、優佳良織普及促進事業補助金330万5千円につきましては、優佳良織工芸の普及促進のため令和元年から養成してきました織子の方を講師とする市民や観光客向けの織体験事業と、織子のさらなる技術伝承の取組を支援することにより、優佳良織の積極的なPRや、織子の一層のスキルアップのほか、織体験をきっかけに、技術伝承希望者の継続した受入れを図るなどの取組を行ったところであります。

続きまして、決算事項別明細書137ページを御覧いただきたいと思います。

10款5項1目社会教育総務費の備考欄、米印の2番目になりますが、ジオパーク構想推進費707万2千500円につきましては、大雪山カムイミンタラジオパーク構想推進のため、地域の自然や文化を題材とした講座やツアーを実施したほか、札幌市で開催された北海道ジオパーク展に出展し、本構想地域の魅力を発信したところでございます。

次に、139ページ中ほどになりますが、3目図書館費の備考欄、米印1番目、図書館事業活動費135万6千566円につきましては、中央図書館開館30周年を記念した、ノンフィクション作家の梯久美子さんの講演会や、「わたしの一冊・わたしと図書館」として募集した現行の展示及び発表交流イベント、また、図書館ボランティアを紹介したパネル展示を実施するとともに、読み聞かせや人形劇などの多くの行事を通して、絵本の楽しさを伝える活動を実施しました。

次にその下、4目博物科学館費の備考欄、米印の3番目ですが、科学館事業活動費177万1千974円につきましては、企画展として生活を豊かにするために飼養してきた事例をテーマに、「くらしに役立つ昆虫展」やヒグマ被害を防ぐことを目的に、正確な知識の普及を図った「ヒグマ

の科学」などを開催したほか、実験・実習事業等を実施いたしました。

さらにその下になりますが、5目市民文化会館費の備考欄、米印の3番目になりますが、文化施設等整備費832万5千814円につきましては、市民文化会館の建て替えに向け、学識経験者や利用団体関係者等で構成する整備基本計画検討会を開催し、旧庁舎跡地を建設予定地として定めたほか、検討会での議論を表現したイメージ模型を作成するなど、基本計画策定に向けた検討を進めたところでございます。

最後に、141ページの中ほどになります、7目彫刻美術館費の備考欄、米印の2番目で彫刻美術館事業活動費421万1千787円につきましては、彫刻美術館の開館30周年を記念いたしました制作体験や、本館及びステーションギャラリーでの常設展と企画展の開催、市内小中学校を対象とした彫刻巡回展示等の実施など、優れた芸術作品を鑑賞する機会を市民各年齢層に提供し、生涯学習の充実や気軽に来館できる機会の提供を図ったところでございます。

社会教育部所管に関わる決算の概要の説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○塩尻委員長 ただいまの説明につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○塩尻委員長 なければ、本日のところは説明を受けたということにとどめておきたいと思えます。

議案の説明に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、2、報告事項についてを議題といたします。

まず、令和7年第3回定例会提出議案に関わる事項であります、庁用自動車による交通事故について、豊岡小学校屋体増改築工事に係る変更契約の締結についての以上2件につきまして、理事者から報告願います。

○向井子育て支援部長 報告第3号、専決処分の報告につきまして、総務常任委員会の所管ではございますが、子育て支援部に関連のある事項がございますので、御報告をいたします。

本件につきましては、昨年、令和6年9月11日、市内神居9条4丁目の認定こども園におきまして、当時のこども育成課の職員が運転し、市主催の学生向け保育士体験ツアーに参加した学生2名が同乗する庁用の軽自動車が発着のため駐車場において後退したところ、北電柱の支線と接触をして、同乗していた2名が負傷し損害を与えたもので、今回はそのうち1名の損害賠償の額を80万6千137円と定め、7月31日に専決処分をさせていただいたもので、市の過失割合は100%となっております。なお、他の1名につきましては、令和6年11月15日に既に専決処分をさせていただいております。

安全運転の励行や周囲の安全確認など、事故防止につきましては日々注意喚起をしているところではございますが、改めて、一層の徹底を図り、再発防止に努めてまいります。大変申し訳ございませんでした。

報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

○坂本学校教育部長 報告第6号、専決処分の報告について、総務常任委員会所管事項ではあります、学校教育部に関わりがございまして御説明を申し上げます。

整理番号2の豊岡小学校屋体増改築工事については、契約締結後の労務単価の変動に対処するため、旭川市建設工事請負契約約款第25条第6項に定めるインフレスライド条項を適用し、契約金額の増額を行ったもので、令和7年8月18日に専決処分させていただいたものでございます。

報告は以上です。よろしくお願いいたします。

○塩尻委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○塩尻委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、提出議案以外の事項であります。いじめの重大事態に係る調査報告書の公表について、令和7年度教育委員会の事務に関する点検・評価報告書について、理事者から報告願います。

○坂本学校教育部長 いじめの重大事態に係る調査報告書の公表について御報告いたします。

本件は、令和6年5月上旬に市内中学校に在籍していた男子生徒がいじめにより心身に重大な被害を負った事案に対し、令和6年5月中旬に生命心身財産重大事態に認定したものであり、学校主体による調査を行い、当該生徒と保護者の希望により、調査報告書の概要版を公表するものです。

当該生徒は、令和6年5月上旬、同学年の生徒から悪口を言われ、言い争いになったことをきっかけとして、蹴られたり押し倒されたりするとともに、腹部を殴られ、首を押さえられたことから、医療機関を受診したところ、左前胸部及び右下腿打撲、頸椎捻挫、腰椎骨折と診断されました。

調査報告書では、いじめ防止対策推進法及び国のいじめの重大事態の調査に関するガイドラインに基づき、当該生徒が負った骨折等の被害はいじめに該当すると認めております。

学校の対処については、事案発生当初から重大事態であるとの認識に立ち、当該生徒の心情に寄り添った心のケアに加え、加害生徒の成長支援の観点からの指導や支援について、また、当時、被害生徒と加害生徒が同一学級に所属していたことから、当該生徒の心理的不安を取り除く適切な配慮について、学校いじめ対策組織において情報を共有し、組織的な対処が取られてきたと示されています。

これらを踏まえた再発防止対策として、道徳の授業の充実や体育大会、学校祭などの学校行事をはじめとする教育活動全体を通じた他者を思いやる心の育成、いじめアンケートや心と体のチェックを活用した生徒の心の状況の把握、生徒のささいな変化に気づき、いじめを見逃すことがないよう教職員の意識向上を図るための研修の実施、関係機関や専門機関との連携体制の構築、学校だよりや参観日を通じて保護者に向けたいじめの未然防止や早期発見の啓発を図ることなどについて提言されており、今年度も継続した取組を進めております。

調査報告書の概要版については、いじめの重大事態に関する調査結果の公表の指針に基づき、個人情報の特典などに配慮しつつ作成しており、本市のホームページにおいて6か月間公表する予定です。

当該生徒は、事案が発生してからも登校を継続し、けがも完治しており、令和7年4月の進級後は加害生徒と別の学級になり、通常どおりの学校生活を送っております。なお、再調査については、保護者から希望しないことを確認しております。

この件の報告については以上でございます。

続きまして、令和7年度教育委員会の事務に関する点検・評価報告書について御説明申し上げます。

本件については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により毎年行うこととされており、配付資料のとおり令和7年度の報告書を作成したものであります。

資料の目次を御覧ください。第1章では、会議等の状況、教育に関する事務の実施状況等を、第2章では、第2期旭川市学校教育基本計画及び旭川市社会教育基本計画に関する評価手法と評価結果、指標や取組の状況、今後の課題と改善に向けた方向性について、第3章では、点検評価に対する学識経験者の意見及び教育委員会の考え方について、それぞれ記載をしております。

次に、6ページを御覧ください。評価指標についてであります。第2期旭川市学校教育基本計画では基本施策に対する指標を、旭川市社会教育基本計画では基本目標に対する指標を設定し、事業実績や各種調査結果、児童生徒や事業参加者へのアンケートを基に、目標値と比較しながら達成状況を検証し、未達成のものは、前年度実績値との比較結果を示しております。取組の進捗状況及び今後の課題と改善の方向性については、次年度以降の施策や事業に反映させるため、具体的に記述しております。

次に、7ページを御覧ください。評価結果についてですが、第2期旭川市学校教育基本計画では、達成が12、未達成が28となっており、未達成のうち、前年度の実績値を上回ったものが10、下回ったものが18となっています。また、旭川市社会教育基本計画では、達成が65、未達成が59となっており、未達成のうち前年度の実績値を上回ったものが23、下回ったものが36となっています。

次に、72ページを御覧ください。本報告書については、学識経験者から意見をいただいております。教育委員会の考え方と併せて掲載をしております。

最後になりますが、報告書については今後、市のホームページに掲載するなど、広く市民へ公表してまいります。

報告は以上です。よろしくお願いいたします。

○塩尻委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○塩尻委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、3、児童生徒への盗撮行為の防止に向けた取組についてを議題といたします。

この件につきまして、中村みなこ委員から発言の申出を受けております。それでは御発言願います。

○中村みなこ委員 よろしく申し上げます。

連日、性暴力、盗撮、わいせつなどの事件が後を絶たないという不安な状況となっております。そんな中、複数の教員が女子児童を盗撮しSNSのグループで共有して逮捕されるという事件がありました。学校という場で、子どもたちが被害者となる卑劣極まりない事件だということで、本当に許せないことです。また、身近なところでも起こり得るかもしれないと思うと児童生徒、保護者の不安や恐怖は計り知れません。それではまず、今回の事件を受けて、本市における取組についてお伺いします。

○中山学校教育部教職員課主幹 過日、道外の複数の教員が女子児童を盗撮し、画像などをSNS上のグループで共有して逮捕される事件が報道され、全国に大きな衝撃を与えました。これを受け、令和7年6月30日付で北海道教育委員会から、児童生徒への盗撮行為の防止に向けた取組の徹底について通知があり、加えて、7月7日には緊急点検等の通知があったことから、同日付で市内各

学校長に対し、期限内での取組の実施について指示したところです。取組内容については、隠しカメラがないかどうか施設内の緊急点検を実施することや、特に危険性が高いと考えられる箇所にカメラを設置できないような、不要な物品を撤去するなど整理整頓すること、また、教職員に対する研修を実施することや、児童生徒の性暴力等の相談について各学校で相談の対応者を決め、児童生徒や保護者に周知することの4項目について、実施状況の報告を求めたものでございます。

○中村みなこ委員 点検、整理整頓、研修、相談体制の整備と周知などに取り組んだとのことですので、それではその結果はどうだったのでしょうか、お示してください。また、今月17日に道外教員グループによる例の事件に関連して、北海道の教員が逮捕されたとの報道もありました。一気に身近な事件となった感がありますが、これを受けて新たにに取り組むことはあるのでしょうか。

○中山学校教育部教職員課主幹 市内全ての小中学校において7月11日までに、各種教室やトイレ、更衣室、階段、さらには危険性が高いと考えられる箇所には、必要に応じて物品を動かすなどして、細部にわたる施設内の緊急点検を実施し、隠しカメラ等の設置はなかったことを確認しております。また、7月末までに施設の定期点検、管理職による全職員との対面研修、相談環境の整備について、全小中学校で実施されたことを確認したところであります。しかしながら、9月17日に盗撮事件に関連し北海道の教員が逮捕されたため、北海道教育委員会では9月19日に道立学校長や市町村教育委員会教育長を対象とした緊急不祥事防止対策会議をオンラインで開催し、その後、改めて9月30日までの学校施設の点検に加え、児童生徒の盗撮防止のための研修を実施し、10月17日までに報告するよう通知があり、市内各学校長に対して指示をしたところです。

○中村みなこ委員 再度の点検等が実施されるとのことです。繰り返したかどうかはともかく、おそらく全国でほぼ同様の取組がされているのかなと思っております。このように校内一斉点検することで、かなりの抑止の効果があるのかなと思っていました。しかし、ほんの数日前、新たにまた名古屋の小学校教員の盗撮事件が発覚して、信じられないことが起きました。こういう犯罪者から子どもを守るにはしっかりとした対策が必要だと思われまます。

札幌では、さらに踏み込んだ対策として、先月のうちに盗撮防止の取組がスタートしています。教職員が教室や体育館などへの自分のスマホ等の持込みを原則禁止するという方針が報道されました。その後、道教委でも同様の内容の方針で取り組んでいくと報道されたところです。それで旭川ではどのような方針で臨んでいくのでしょうか。

○山下学校教育部教職員課長 北海道教育委員会では9月12日、教職員が私的な端末、スマホ等を児童生徒が活動する場所に持ち込むことを原則禁止とすること、私物端末、スマホ等を用いて児童生徒を撮影することを禁止し、児童生徒の撮影は校長の許可を得た上で学校が管理する端末やカメラ等で行い、適切なデータ管理を行うことなどのルールを定め、道立学校に通知するとともに、道内市町村教委に対し、道立学校の取扱いを参考に私物の端末、スマホ等の取扱いについて適切に対応し、児童生徒への性暴力の根絶に向けた取組を進めるよう通知がありました。これを受け、市立小中学校においても、教職員に加えて用務員や補助指導員、スクールカウンセラーなどの被任用職員を含む全ての職員を対象に道立学校と同様に取り扱うこととし、その誠実な実行に向けて、各学校長へ通知したところであります。

○中村みなこ委員 私物の端末使用は禁止、公的といいますか、学校の端末、タブレットやデジカメに限定して、校長の許可を得て撮影して、適切にデータ管理するとのこと。札幌では私物端

末を禁止したのに、校外学習の際には緊急事態に備えて私物のスマホを携帯するという事になっていてと聞きました。あまりにも矛盾していて、札幌の先生からは、私物スマホの禁止はただのポーズでしかないと冷ややかな声も聞かれます。どの機種で撮影しても私的端末に転送することは簡単にできる時代です。デジカメでもデータの保存作業の監視はしにくく、徹底した管理は難しいのではないかと思います。先ほど答弁いただきました点検や研修に始まり、私物端末、原則持込禁止や撮影の禁止、盗撮防止に向けての取組へ踏み出しているわけですが、あくまでも緊急の取組であって、これで十分とは言えないと考えます。子どもたちや保護者に安心してもらえるように最善を尽くすのであれば、今後、さらなる取組を検討すべきと考えます。今後、追加の取組を考えていくなどの方向性等、見解を伺います。

○山下学校教育部教職員課長 このたび、石狩管内の男性教諭が性的姿態撮影等処罰法違反の疑いで逮捕されたことは、本市で発生した事件ではないものの、児童生徒や保護者をはじめ市民の皆さんに対し大きな不安を与え、同時に、学校や教員に対する信頼を裏切るものであります。先ほども答弁いたしましたが、北海道教育委員会の通知を踏まえ、旭川市においても緊急点検や職員研修を実施するとともに、この事件を他人事としてではなく、学校現場で働く全ての職員を対象とし、日頃から様々な機会を通じて、職員のモラルや自覚を高め、性暴力や性被害の未然防止に取り組んでまいりたいと考えております。

○中村みなこ委員 モラルや自覚を高めてということで、教員自身へのアプローチはもうこれしかないのかなと私も思っております。ですが、これは客観的に高まっているかどうか本当に把握することができないので、そんな中で、子どもや保護者の方々の安心になかなかつながりにくいんじゃないかなと思っております。モラルや自覚がどうやっても高まらない、自分の欲望を理性でコントロールできない人が教職に就いてしまうこと自体問題ですし、その観点から見れば、教育委員会の責任も問われることです。

今、教員不足で、専門的に学んでいなくても、経験がなくても、簡易的な手続で教育現場にどんどん人を入れざるを得ない状況になっていて、教育の質の維持に疑問を持っているところですが、子どもの安全という観点からも非常に危機感を強くしたところです。圧倒的多数の、犯罪とは無縁の、モラルも意識も高い教員、そこへの信頼にも影響が及ばないように、そしてさらなる負担がかからないように配慮しながらも、子どもたちを守るという姿勢を示すことも求められてくるのかなと思っております。モラル、自覚を高めるということと、それと並行して、しっかり予算をかけて、しかも、先生方の負担にならないような、業務への支障も最低限に収めるような対策を講じていく必要があるのかなと思っております。

例えばですが、校外での緊急連絡限定機能の端末、これを各学校に配備することも本来なら必要なのかなと考えております。さらに、公的端末で撮影した瞬間にもう転送されてクラウド上で共有される、誰もが見られるような、そういう仕組みを整えて、さらに、そこで使う、そういうシステムになっているよって、子どもたちも第三者から見ても分かるような端末、本体を全部を黄色くするとか、何かマークが貼ってあるとか、それを見ることで安心感を与えることもできるのかなと素人ながらに考えたところです。

また、たまたま見たニュースで、札幌で校内の点検の際に専門の業者に依頼して、特殊な機器を駆使して点検したり、最新の専門知識で点検したというニュースを見たんですけども、今後も抜

き打ちで実施するというような内容でした。費用や技術的なことはよく分からないですけれども、今後、子どもたちを守るために、予算をかけた取組についても検討すべきだということを指摘させていただきます。

最後の質問です。今までも長期休業の前などに市や道の相談窓口一覧が子どもや保護者に配付されてきました。今回の事件を受けて、改めて配付されております。

相談窓口は、被害者や不安を抱えている親子への対応はもちろんですが、犯罪を発見する道でもあり、しっかり周知していくことは重要だと考えます。今回配付されているものを目にする機会がありました。子どもと保護者対象の文書なのですが、子どもには理解できるものになっていません。振り仮名を振るのはもちろん、窓口一覧なので数が多くて、どこに連絡していいのか分からないのではないかと思います。おうちの人や先生にも相談できないときに、ここに連絡すればいいんだと分かるものに工夫する必要があると思います。相談窓口一覧、子どもたちが理解して、利用可能なものに改善すべきと考えますが、市教委の見解をお聞かせください。

○山下学校教育部教職員課長 当該文書につきましては、北海道教育委員会が所管する子ども相談支援センターをはじめとする相談窓口の一覧をまとめたものであり、定期的に学校を通じて周知を行っているものであり、今回の事件を受け、改めて、各学校を通じて児童生徒及び保護者に周知したところです。小学校低学年の児童によっては、読めない漢字や理解することが難しい表現もあることも考えられますので、今後の配付に当たっては、表現や表記方法を工夫するなど、分かりやすい周知に努めてまいります。

○中村みなこ委員 この文書だけのことではありませんが、配付しているからオーケーではなくて、しっかりと使えるものになるよう改善していただきたいと思います。社会の中で弱い立場の子どもをターゲットにする犯罪は、表面化していないだけで、まだあるかもしれません。次々と形を変えて出てくる可能性もあります。子どもたちを守ることに、学校や教員の信頼を守ることに、ありとあらゆる手だてを取っていただきたいと思います。

以上で質疑を終わります。

○塩尻委員長 他に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○塩尻委員長 なければ、以上で予定していた議事は全て終了いたしました。

そのほか、委員の皆様から御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○塩尻委員長 それでは、本日の委員会はこれをもって散会いたします。

散会 午前10時55分